

「受け子」になるな！！

あなたがしようとしていることは 「犯罪」です。



受け子ってなに？

「受け子」とは、オレオレ詐欺などの詐欺事件で、お金を騙しとる相手から、現金を直接受け取ったり、宅配便などで送られてきた現金の入った荷物を受け取る役目をする者のことで、**犯罪行為に加担している者**のことを言います。



平成 27 年中の特殊詐欺検挙数のうち
少年の検挙数 419人（検挙数全体の約 16%）
このうち314人（約75%）が受け子です。

- 少年の受け子は詐欺の犯人グループにとっては、いつ警察に捕まっても問題ない、使い捨ての道具のような存在です。
- 詐欺の犯人グループは「簡単にもうかるバイトがある。」など、甘い言葉であなたを犯罪行為に巻き込もうとします。知人や先輩等から紹介されることもあります。

※数値は暫定値

【実際の検挙事例】「知らない人に誘われた。」

- 高校 1 年の少年（16 歳）、平成 28 年 3 月 1 日逮捕。

89 歳男性の息子を装い、「300 万円が入ったカバンを盗まれた。」などの嘘の電話をして、現金 150 万円を騙し取った事案。少年は現金の受け取り役として、男性の息子の会社の同僚のふりをして、現金を受け取っていた。

少年は「平成 27 年の夏頃、知らない人から『楽に稼げるバイトがある。』と声をかけられた。」と供述している。



「知らなかった」は通用しません。

アルバイトのつもりでしたことが、あなたの今後の人生を大きく左右します。

「現金を受け取る仕事」は犯罪、ということを覚えておきましょう。

「簡単に稼げるアルバイトがある。」「荷物を受け取るだけの仕事をしないか。」
こんな誘いを受けたら、すぐに警察に相談・情報提供をしてください！！

四国中央警察署 0896-24-0110